

越監告示第13号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、議会事務局の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和8年3月17日

越前市監査委員 田中英夫

同 片岡由季子

同 吉田啓三

記

- 1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 執行期間 令和8年3月2日～3月3日
- 4 監査の対象 令和6年4月から令和7年12月末までの所管業務全般

5 監査の除斥

議会事務局の所管業務のうち政務活動費にかかる監査について、越前市議会から選任された吉田啓三監査委員は地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

6 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。

なお、今年度は、①法令、条例、規則及び要綱、並びに文書管理規程の遵守 ②業務手順書は、内部統制として有効に機能しているか ③業務委託・指定管理等における契約内容及び履行確認 ④補助金交付における補助対象経費及び実績報告の審査 ⑤債権回収・滞納整理事務における法令遵守と公平性 ⑥現金及び有価証券取扱い事務における内部統制の確立を監査の重点項目とした。

7 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員からの事情聴取及び実査により監査を実施した。

8 監査の結果

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められた。